

令和2年6月2日
電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について(令和元年度第3四半期)

(趣旨)

ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス及び簡易ガスの利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないう、当該旧供給区域等の料金水準(標準家庭における1か月のガス使用量を前提としたガス料金)を、3年間監視することとされています。

令和元年10月から12月までを対象期間とした「特別な事後監視」の結果について公表します。

1. 調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧一般ガス事業者:24事業者31供給区域
- 旧簡易ガス事業者:372事業者1, 202供給地点群

(2) 事業者からの報告事項

対象となる事業者から令和元年10月から12月までの期間(以下「対象期間」という。)の以下の情報を収集した。

- 標準家庭における1か月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス料金(月次)(以下「標準料金」という。)
- 原料費調整額(月次)
- 家庭用におけるガス販売量及び販売額(月次)

(3) 調査方法

- 対象期間における標準料金の前月との比較や、ガス販売量及び販売額に基づく各月販売単価の前年同月との比較について調査を行い、検証・確認を行った。

2. 調査結果

- (1) 調査の結果、値上げを行った事業者が2社確認された(消費税率改定分の値上げのみを行った者を除く)。
- (2) これら2社の値上げの内容について検証・確認を行ったところ、2社のうち1社については、赤字が発生している状況を踏まえた値上げであったものの、赤字幅を大幅に超える改定であったと認められたことから、当該値上げは「合理的でない値上げ」に該当すると判断した。
このため、当該事業者に対して、単年度において赤字が発生しない程度に収支が改善する水準のものとなるよう料金を改定するよう文書による指導を行った。
- (3) 2社のうちもう1社の値上げについては、「合理的でない値上げ」とは認められなかった。

以上

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 遠藤

担当者: 栗島、中橋、新井

電話: 03-3501-1552(直通)